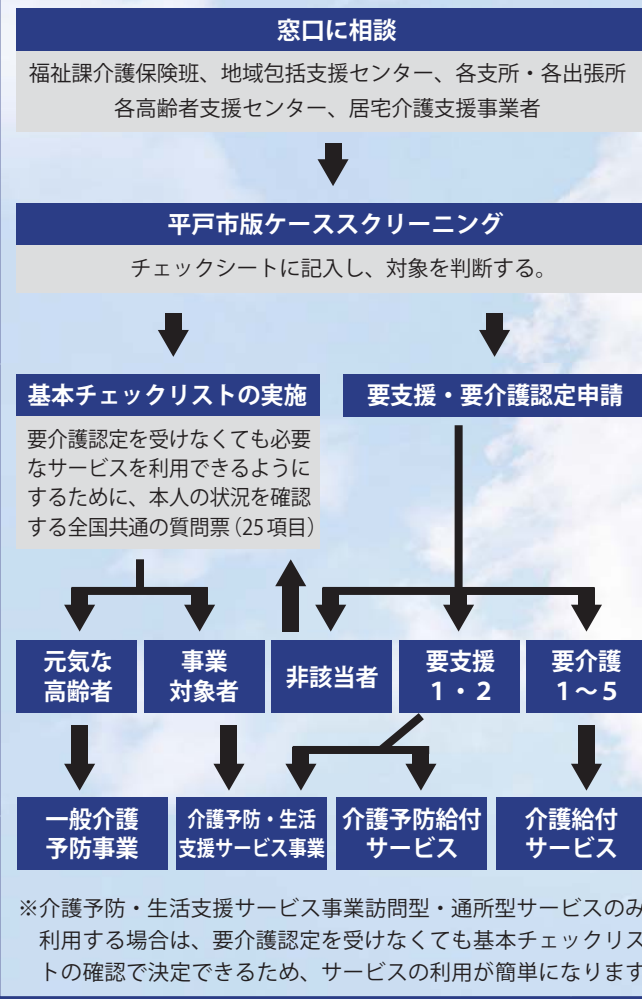


4月から始まる 介護予防・日常生活支援総合事業



総合事業の利用の流れ



これまでとの変更点

	平成29年3月まで	平成29年4月から
介護給付(要介護1～5)	変更なし	変更なし
介護予防給付(要支援)	<ul style="list-style-type: none"> ●通所リハビリ ●訪問リハビリ ●訪問看護 ●福祉用具貸与 ●住宅改修 ●など 	<ul style="list-style-type: none"> ●通所リハビリ ●訪問リハビリ ●訪問看護 ●福祉用具貸与 ●住宅改修 ●など
介護予防給付(要介護)	<ul style="list-style-type: none"> ●訪問介護 ●通所介護 	新しい総合事業 <ul style="list-style-type: none"> ●介護予防・生活支援サービス事業 ●訪問型サービス ●通所型サービス
一般介護予防事業	<ul style="list-style-type: none"> ●住民主体の通いの場 ●介護予防教室 ●いきいきサロン ●など 	<ul style="list-style-type: none"> ●住民主体の通いの場 ●介護予防教室 ●いきいきサロン ●など

※現行の要支援の人に対する介護予防給付のうち、訪問介護(ホームヘルプサービス)、通所介護(デイサービス)が新しい総合事業に移行します。

介護予防サービスが 利用しやすくなります

■お問い合わせ 福祉課高齢者支援班 ☎内線2583

将来の課題

団塊の世代(昭和22年～昭和24年生まれ)が75歳以上となる平成37年には、4人に1人が75歳以上という「超高齢社会」に突入します。「超高齢社会」になると、介護、医療の負担と給付のバランスが崩れ、そのとき社会を支えている現役世代はもちろん、高齢者自身の負担も増加することが見込まれ、大きな社会問題となるのが予想されます。

また、認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加し、高齢者の生活支援のニーズは、現在より

も多様化していくことが見込まれます。

今後の介護予防

今後も、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域全体で高齢者を支えるとともに、高齢者自身も自らの持つ能力を最大限に生かし、要介護状態になることを予防する必要があります。

国の介護保険法の改正により、介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)が創設されました。本市では、4月から新しい総合事業を開

始します。

新しい総合事業が始まると

65歳以上で、要支援に認定された人および、生活機能の低下が見られる人が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上の全ての人が利用できる「一般介護予防事業」を通して、介護予防と日常生活の自立を支援します。

介護予防・生活支援サービス事業

防・生活支援サービス事業」のみを利用したい場合は、要支援認定を受けなくても、基本チェックリストの判定に基づいてサービスを利用できるようになるので、急に身体状況が悪化した場合などにも対応しやすくなります。

○対象者 新規または更新手続きにより、介護保険の要支援1・2の認定を受けた人。または、基本チェックリストで生活機能の低下が見られ、事業対象者と判断された人。

○事業内容

- ▼訪問型サービス
 - ・ホームヘルプサービス
- ▼通所サービス
 - ・デイサービス
- ▼生活支援サービス
 - ・配食サービス